

施策番号 施策名

01

地域コミュニティの活性化

現状

核家族化、単身世帯の増加などの社会状況の変化にともない、地域活動などに参加する人が限られてきています。本市の町会・自治会の加入率は、平成元年は80%でしたが、平成23年には63%まで低下しており、地域のつながりの希薄化の進行が懸念されています。市は町会・自治会などから、その地域の課題に関する相談を受けた場合は、他の町会・自治会などの先進的な取り組みを紹介しています。「はちおうじ志民塾」では、地域活動を推進する担い手の育成をおこなっています。今後、地域をさらに活性化させるためには、地域のリーダーとなる人材の育成も求められています。コミュニティ活動を醸成し、市民相互の親睦と福祉の向上をはかるため、地域市民センターなどのさらなる活用が求められています。市民主体のまちづくりをすすめるためには、地域の課題を地域で共有し、解決していくための支援が必要です。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】</p> <p>地域コミュニティ活動に幅広い世代のだれもが参加し、住民同士の交流によりつながりが育まれています。そして、地域住民が生きがいをもって活動に取り組み、自らの手で地域づくりを行っています。</p>	<p>市からまちづくりに関する情報提供やコミュニティ活動への支援が行われ、幅広い世代の人々が積極的に地域活動に参加しやすい環境となっていることが提案されています。</p> <p>町会・自治会や市民活動団体が、特徴を生かした活動を展開することで、地域住民の交流が活発になるとともにつながりが強くなり、信頼し、安心できる地域社会の実現が提案されています。</p> <p>主体的に地域活動に携わる市民により地域の課題を解決できる地域社会のしくみづくりが提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>1-2-5 (1) 市民が地域活動に参加する機会の充実 (4) 子どものころからの地域活動への参加</p> <p>1-3-5 (4) 若い世代や外国人等の意見集約の場の充実</p> <p>1-11-5 (1) まちづくりに関する情報の共有体制の充実</p> <p>2-1-5 (2) 世代を問わず、町会・自治会に気軽に参画できる環境 (3) 共助活動の役割の明確化と行政による活動の支援</p> <p>4-6-5 (2) 小中学校を、幅広い世代が気軽に利用できる市民サービス施設として活用</p>	
	<p>地域コミュニティ活動に幅広い世代のだれもが参加し、...</p> <p>住民同士の交流によりつながりが育まれています。...</p> <p>そして、地域住民が生きがいをもって活動に取り組み、自らの手で地域づくりを行っています。...</p>		<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>1-2-5 (2) 市民活動団体への支援充実による市民活動の活性化 (3) 町会・自治会と市民活動団体の特徴を生かした協力関係の構築</p> <p>2-1-5 (1) 加入率が高く、安定し信頼できる町会・自治会の実現</p> <p>4-1-5 (2) 近所づきあいや町会・自治会活動による地域内交流の活発化</p> <p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>1-3-5 (5) 地域住民主体で地域の課題を解決できるしくみ (6) 地域の実情を把握し、課題が分かる専門家の活躍</p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 地域コミュニティ活動の支援	地域住民がいきいきと地域で活動できるよう町会・自治会、住民協議会などの地域コミュニティの活動を支援していきます。	ア．様々な住民ニーズに柔軟に対応できる町会・自治会の組織、運営体制・連携の強化	常に住民のニーズ・状況に即して町会・自治会が対応できるよう、変化に強い組織・運営体制をつくる必要がある。【2-1-6-(1)】 町会・自治会と行政との連携体制づくり【2-1-6-(4)】	
	幅広い世代のだれもが新たに地域活動に参加するきっかけづくりをおこなうとともに、地域住民などの交流・連携の場として地域市民センターなどのコミュニティ施設や小・中学校施設の活用を推進します。	ア．地域活動等のきっかけの増加 イ．学生や外国人などの地域への帰属意識の向上 ウ．単身者も受入やすい町会・自治会の環境づくり エ．現役世代の地域活動への参加	地域活動等を始めるきっかけづくりを増やす必要がある。【1-2-6-(1)】 学生や外国人などの地域への帰属意識を高める必要がある。【1-3-6-(3)】 単身者を受け入れるための地域の町会・自治会の体制の明確化【2-7-6-(3)】 現役世代に町会・自治会活動に参加してもらう必要がある。【2-1-6-(2)】	学校教育施設を教育目的以外に利用する場合、さまざまな法的制約があるので、国の構造改革特区指定により規制緩和を受ける必要がある。【4-6-6-(2)】 学校長の判断により余裕教室を地域住民の交流の場として活用できるので反映していない。 ただし、学校をさらに開かれた場とするためには、不審者対策などの安全対策も並行して実施することが必要である。
	町会・自治会、住民協議会などの活動を地域住民に知らせるとともに、それらの活動への参加を働きかけていきます。	ア．「共助」に対する意識の向上と各活動主体間における共有	町会・自治会の地域の共助活動機能に対する住民、町会・自治会、行政の合意形成【2-1-6-(3)】	
	地域の課題に関する先進的な取り組み事例などを、町会・自治会、住民協議会などに積極的に情報提供するしくみをつくります。	ア．地域のさまざまな団体同士が協力しあうための支援 イ．さまざまな団体同士の連携への支援	地域のさまざまな団体が協力しあえるよう、窓口としての市民活動支援センター機能拡充（施設面、人材面など）や拡充に向けた市の積極的な取り組みが必要である。【1-2-6-(2)】 市は、町会・自治会、市民活動団体、企業や大学などの連携への関与を強化する必要がある。【1-2-6-(3)】	
	町会・自治会、住民協議会などが連携するための支援をおこないます。	ア．地域のさまざまな団体同士が協力しあうための支援 イ．さまざまな団体同士の連携への支援	地域のさまざまな団体が協力しあえるよう、窓口としての市民活動支援センター機能拡充（施設面、人材面など）や拡充に向けた市の積極的な取り組みが必要である。【1-2-6-(2)】 市は、町会・自治会、市民活動団体、企業や大学などの連携への関与を強化する必要がある。【1-2-6-(3)】	
(2) 地域の人材育成	地域を支える多様な担い手の育成支援をおこないます。また、地域コミュニティ同士をつなぎ、コーディネートができる人材を発掘し、地域で活躍できるよう支援します。			

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
Ⅰ・拠点事務所の役割 (3) 地域市民センター	市民自治を推進するため、地域コミュニティの拠点である市民センターの役割を充実していきます。			
	地域に身近な拠点事務所において、市民自治を実現するための支援をおこないます。			

施策番号 施策名

02

市民と行政の協働

現状

さまざまな市民や団体と市との協働を推進する役割を担う市民活動支援センターを設置するなど、市民のさまざまな活動を支援し、市民と市との協働を推進しています。

地域の団体と市が協働して、手づくり公園の整備、運営などをおこなっていますが、地域の特性や課題に対応した施策を進めるためには、さまざまな分野でのさらなる協働が求められています。

市民活動支援センターが市民活動団体などの団体・活動情報を市民に提供するしくみはありますが、市民に十分に周知されていない状況にあります。

さまざまな市民や団体と市との協働推進をコーディネートできる人材が求められています。

アドバイザー派遣や企業などからの備品等を提供する「ゆめおりファンド」など、市民活動団体の活動を支援するしくみはあります。さらにNPO法人への寄附制度の整備など広く市民が市民活動団体などの活動を支えていくしくみづくりが求められています。

大学や企業の地域貢献活動は、地域の活性化や地域の課題解決の一翼を担っており、引き続きその活動が求められています。

大学・市民・商工会議所・市で構成する「大学コンソーシアム八王子」を中心に市の学園都市づくりがすすめられています。今後さらに、学生の視点をまちづくりに活かしていくことが求められています。

市民参加条例を制定し、市民参加のしくみは整いましたが、参加する人の固定化やパブリックコメントなどへの市民意見が少ないなど課題を解決する必要があります。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 市政に参加しやすい環境が十分に整備され、さまざまな市民や団体がそれぞれの特性を活かし、市と協働してまちづくりを進めています。	寄附制度の充実、まちづくりに関する情報の発信・入手方法を充実させることで、市民がまちづくりに参加する機会が広がり、さらに、職員の協働力を強化することにより、市民のまちづくりへの参加が一層促進されている姿が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨) 1-3-5 (1) まちづくりのあらゆる場面における市民の積極的な参加 (3) 地域で活動するさまざまな団体の意見の集約 1-4-5 (1) NPO法人への寄附した場合の住民税控除 (2) NPO法人が寄附金や市民ファンドにより、自立した活動の展開 1-8-5 (1) 市民とともに行動できる職員の育成 (2) 「政策力」、「現場力」、「協働力」を発揮できる能力を有する職員の育成 (3) プランナー、プロデューサー、コーディネーターの役割を担う職員の育成 1-11-5 (4) 市の行事や市民活動団体等の情報を容易に入手でき、活動に参加しやすい環境の実現	
	市政に参加しやすい環境が十分に整備され、... さまざまな市民や団体がそれぞれの特徴を活かし、市と協働してまちづくりを進めています。...	市内のさまざまな団体が、その有する特徴を生かしたまちづくりを展開するとともに、各主体が相互に連携・協力し合うことで協働のまちづくりが進められていることが提案されています。	に該当する素案箇所(要旨) 1-7-5 (2) 行政だけでなくさまざまな団体が公共サービスを担う行政運営の実現 2-1-5 (4) 町会・自治会と行政・NPOなどの横断組織との連携 2-5-5 (4) 大学生の地域参加と地域との連携強化の促進	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 協働のための連携推進	さまざまな市民や団体と市との協働をさらに推進するために、 <u>市民活動支援センター</u> のコーディネート機能の強化や、市民活動に関する <u>情報発信の充実</u> をはかっていきます。	ア．市民活動支援センターの積極的な機能拡充 イ．市民と市との連携強化 ウ．市民及びさまざまな団体が公共サービスの担い手となる必要性の高まり エ．市民活動情報の発信機会の充実	地域の <u>さまざまな団体が協力しあえる</u> よう、窓口としての市民活動支援センターの機能拡充（施設面、人材面など）や拡充に向けた市の積極的な取組みが必要である。【1-2-6-(2)】 市は、町会・自治会、市民活動団体、企業や大学などの <u>連携への関与</u> を強化する必要がある。【1-2-6-(3)】 市民、町会・自治会、NPO等市民活動団体、大学、企業等は <u>公共サービスの受け手から担い手</u> になる必要がある。【1-7-6-(1)】 市民活動情報の <u>発信機会を充実</u> させる必要がある。【1-11-6-(5)】	
	さまざまな市民や団体と市との協働を推進するため、市民や職員のコーディネート能力を高めるための研修などをおこなっていきます。	ア．地域課題や行政施策の調整等を行うことができる職員の配置	地域の課題やさまざまな行政施策の調整等も含めた <u>担当者を設置</u> することが必要である【1-3-6-(4)】	
	さまざまな市民や団体が市と協働し、地域の課題解決に向けて活動しやすくなるようなしくみを充実します。	ア．市民団体（主にNPO法人）に対して財政的なサポートをするしくみづくり	NPO法人等市民活動団体に対する <u>財政面をサポート</u> するしくみをつくり、公益事業を担えるような主体として支援する必要がある。【1-4-6-(1)】 寄附先のNPO法人が市の条例による指定団体となっている必要がある。【1-4-6-(2)】	
	地域の活性化や地域の課題解決をはかるため、企業との連携を推進していきます。	ア．市民と市との連携強化	市は、町会・自治会、市民活動団体、企業や大学などの <u>連携への関与</u> を強化する必要がある。【1-2-6-(3)】	
(2) 学園都市の特性を活かした協働	大学の専門性を活かした調査、研究活動などを市の政策に活用していくとともに、大学との連携を推進していきます。	ア．市とまちづくり活動を行う市民活動団体・大学・研究機関等との連携	まちづくりの活動をおこなうNPOなどの市民活動団体や大学・研究機関等との <u>連携を工夫</u> する必要がある。【4-5-6-(4)】	
	学生の視点などをまちづくりに活かしていくために大学生の市の審議会などへの参加を積極的に促進していきます。			

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
	学園都市の特性を活かしたまちづくりをおこなうために大学コンソーシアムの活動を充実していきます。	ア．市民と市との連携強化	市は、町会・自治会、市民活動団体、企業や大学などの <u>連携への関与</u> を強化する必要がある。【1-2-6-(3)】	
加の推進 (3)市民参	市民の市政への参加を促進するため、情報提供の方法や <u>主体的</u> に市民が参加できる <u>環境整備</u> をさらに推進していきます。	ア．多くの市民が、物理的、地理的・時間的制約を受けずに市政や市民活動に参加できる環境づくり	できるだけ多くの人が、物理的、地理的、時間的 <u>制約を受けず</u> に市政や市民活動に <u>参加</u> できる方法が必要である。【1-13-6(1)】	

施策番号

施策名

03

積極的な市政情報の発信

現状

市では、広報はちおうじを全世帯へ配布していますが、さらに市民と市が市政情報を共有するためには、市民に市政情報をさまざまな方法により積極的に発信することが必要です。「市民との協働によるまちづくり」を推進していくためには、さまざまな市政情報を市民にわかりやすく発信するとともに、政策決定した情報だけでなく、政策課題などもわかりやすく発信し、共有していくことが求められています。情報公開や個人情報保護制度を引き続きに適正に運用していくことが求められています。高度情報化の進展に伴い、市が保有する情報に対してもウィルス感染や不正アクセスなど、さまざまなリスクが存在します。公文書の管理に関する法律が施行され、市では公文書管理のあり方を検討していくことが求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 積極的に市政情報を発信し、市民と市が市政情報や政策課題を共有し、「市民との協働のまちづくり」が進んでいます。	市政情報が、安全に運用されたうえで、だれにでも得やすいしくみで提供されていることにより、市と市民がまちづくりに関する情報を共有している姿が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨)	
	積極的に市政情報を発信し、市民と市が市政情報や政策課題を共有し、「市民との協働のまちづくり」が進んでいます。...		1-11-5 (3) <u>だれもが行政の情報を得ることができる環境整備</u> (4) 市の行事などの情報を <u>容易に入手</u> でき、参加を申し込むことができる環境整備 1-11-5 (2) 市の将来像や課題を市民と共有するための <u>広聴・広報の充実</u> 1-12-5 公文書を市民が <u>容易に検索</u> できるデータベースの整備 1-13-5 (3) 電子申請における <u>個人情報保護</u> の徹底	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
① 広報活動の充実	メディアを活用するなど、 <u>さまざまな方法で積極的に</u> 市政情報を発信していきます。	ア．市政の情報媒体の量の充実	市の広報紙やホームページなどの情報媒体の <u>質・量を充実</u> させる必要がある【1-11-6-(1)】	
	広報紙などを市民により <u>親しまれる</u> 内容になるようにつとめます。	ア．市政の情報媒体の質の充実	市の広報紙やホームページなどの情報媒体の <u>質・量を充実</u> させる必要がある【1-11-6-(1)】	
	市で決定した主要な政策を発信するだけでなく、市が直面している <u>政策課題</u> などをわかりやすく発信していきます。	ア．市民と、まちづくり方針や市政課題を共有するための情報発信の強化	市の広報紙やホームページなどの情報媒体の <u>質・量を充実</u> させる必要がある。【1-11-6-(1)】 市行政に関する <u>情報提供を充実</u> するとともに、 <u>まちづくりに関する課題</u> を市民に十分に理解してもらう必要がある。【1-3-6-(2)】 これからの八王子の市民と市による <u>まちづくりの方向性と具体性</u> を明確にする必要がある。【1-7-6-(2)】 従来の「お知らせ型情報発信」に加えて、市が直面している <u>課題などの積極的発信</u> に関する市職員の意識改革が必要である。【1-11-6-(2)】 <u>情報発信を、市民のまちづくりへの参加</u> につなげる必要がある。【1-11-6-(4)】	
② 市政情報の適正な管理	<u>情報公開</u> や <u>個人情報保護制度</u> の適正な運用につとめます。			
	個人情報ははじめとした、市が保有する情報を適正に管理するため、 <u>情報セキュリティ対策</u> を強化します。	ア．情報セキュリティの強化による個人情報保護の徹底	電子申請における個人情報の保護を徹底。【1-13-6-(3)】	
③ 公文書の保存・活用	公文書をだれもが活用できるしくみを整備します。	ア．簡易に公文書の所在を検索できるシステムづくり	公文書の所在の簡易な検索方法を考える必要がある。【1-12-6】	
	次世代に継承すべき公文書の適正な管理をおこなうとともに、適切な保存方法を検討します。			

施策番号

施策名

04

市民サービスの向上

現状

市民の市政に参加する審議会やさまざまな分野におけるアンケート調査を通じて、市民の市政に関する意見などの的確な把握に努めています。
市民の利便性を高めるため、近隣自治体と図書館の相互利用をおこなっています。今後も公共施設などのさらなる相互利用に関する市民ニーズの把握が求められています。
市民が必要とする行政手続きの多くが、実際に市役所まで足を運び、手続きごとに書類を作成しなければならない状況にあります。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 ITの活用などによりサービスの迅速性と利便性が高まるとともに、市民意見が市政に反映され、質の高いサービスが提供されています。	身近な場所で窓口サービスなどが利用できるとともに、パソコンをはじめ、さまざまな情報機器を活用することにより、場所や時間に制約されず必要な市政情報の取得や申請を行える環境が提案されています。また、近隣自治体と情報や行政サービスの共有を図ることにより、市民サービスの利便性の向上が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨) 1-5-5 (3) 近隣自治体との情報・サービスの共有 1-10-5 (2) 電話によるお問い合わせの対応の迅速化 (4) 身近な場所で窓口サービスを利用できる環境 (5) 市民部事務所で必要な情報が入手できる環境 1-13-5 (1) 出向がなくても申請や届出が可能な環境 (2) パソコン等により、各種手続の申請に関する情報が集められる環境	市域を越えた市民活動団体等の交流や協力が活発におこなわれ、生活圏単位の協働のまちづくりが実現されている。【1-5-5-(2)】
	ITの活用などによりサービスの迅速性と利便性が高まるとともに、... 市民意見が市政に反映され、質の高いサービスが提供されています。...	市民の要望を踏まえたメリハリのある行政運営が展開されているとともに、市民視点によるサービスが展開されており、市内に住む市民をはじめ、八王子市を生活圏域とする広義の「市民」の満足度の向上が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨) 1-1-5 (1) 優先事項を考慮した行政運営の実現 1-3-5 (2) 市民の要望を的確に把握した施策の優先 1-5-5 (1) 「生活圏が八王子にある人」の幸福度(満足度)の向上 1-10-5 (1) 総合的な窓口案内によるサービスの向上 (3) 窓口サービスの満足度・問題点の定期的検証・改善	まずは、市内の市民活動団体等との交流・連携を高めていくことが先である。市域を越えた連携は、市民活動団体等のニーズが高まれば検討する、次のステップである。

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 広聴の充実	「市民の声」や「市政世論調査」をはじめとする市民の意見などについて、的確に対応し市政に反映します。	ア．多角的な調査方法の導入	多角的な調査方法を取り入れる必要がある。【1-3-6-(1)】	
	対話型広聴活動の充実をはかるなど、市民と行政が直接対話する機会を拡充します。	ア．多角的な調査方法の導入 イ．市民意見を直接聞き取る機会の充実	多角的な調査方法を取り入れる必要がある。【1-3-6-(1)】 <u>市民の意見を聴く事業を充実</u> させる必要がある。【1-11-6-(3)】	
(2) 窓口サービスの質の向上	社会情勢や市民ニーズなどを的確に把握し、窓口サービスの内容を充実させ、市民の満足度の向上をはかります。	ア．多角的な調査方法の導入 イ．窓口サービスに関する問題点の洗い出し	多角的な調査方法を取り入れる必要がある。【1-3-6-(1)】 窓口サービスに不満をもっている人の意見を収集・分析・研究し、サービスの向上につなげる必要がある【1-10-6-(1)】 現在の <u>市民部事務所</u> で、市民が求める情報（例：協働に関する情報）を提供する機能が必要である。【1-10-6-(4)】	
	市民が利用しやすく、安心して手続きや相談ができるよう、市民サービスを提供します。	ア．窓口や電話対応時のサービスの質の向上	窓口サービスにおいて、 <u>高齢者や障害者などに十分な配慮</u> がなされているか検証をおこなう必要がある。【1-10-6-(2)】 電話での問い合わせに対し、 <u>たらい回し</u> にすることなく、 <u>迅速</u> に対応する必要がある。【1-10-6-(3)】	
(3) 近隣自治体との相互サービスの推進	近隣自治体との公共施設の相互利用に関する市民ニーズを把握し、さらなる相互利用の推進につとめます。			
	近隣自治体と情報交換をおこない、市民にとってより効果的な相互サービスの実施に向けて取り組んでいきます。	ア．近隣自治体間の情報共有体制の構築 イ．近隣自治体間における公共サービスの相互利用に向けた研究	生活圏にある近隣自治体の住民に関する自治体間の情報共有を継続的におこなう基盤整備が必要である。【1-5-6-(2)】 生活圏単位の行政サービスの提供について、その自治体の納税者の理解を得るためには、自治体の境界を越えた広域での負担と受益の関係を明確にする必要がある。【1-5-6-(3)】	

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(4) 電子自治体の推進	ICT(情報通信技術)を活用した <u>市民サービス</u> を充実させ、市民生活に必要な手続きを手軽におこなうことができるしくみを充実します。	ア. 電子申請の利便性の向上	パソコン以外の携帯電話やテレビなどから電子申請が可能となるシステムやインフラを整備する必要がある。【1-13-6-(2)】	

施策番号

施策名

05

地方分権の推進

現状

市は、地域の実情に応じた保健衛生行政を推進するために、平成 19 年 4 月に都内初の保健所政令市へ移行しました。

市は、平成 22 年に地方分権の進展や社会情勢の変化に対応するため、長期的な戦略などの研究組織として「八王子市都市政策研究所」を設置し体制を強化しています。さらに各部署における政策立案機能を強化することが必要です。国、東京都からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大に伴い、市は条例の制定や基準の設定をおこなっています。地域の課題を解決でき自立した都市になるためには、さらに効果的な事務権限移譲への取り組みが必要です。

市は法務機能を充実し、「八王子市捨て看板防止条例」や「八王子市地区まちづくり条例」などの政策条例を制定してきました。今後も本市の独自のまちづくりをおこなうためには、さらに法務機能を向上させる必要があります。

地方分権が進む中で、地方自治体に移譲された権限等に見合った財源が配分されていません。確実に財源が配分されるよう、今後も国に強く働きかける必要があります。

地域特性にあったまちづくりをすすめていくため、平成 24 年に都市戦略室を設置し、中核市移行に向けて本格的な準備をおこなっています。

○本市のさらなる自立・分権をめざすためには、国の動向を踏まえ、大都市制度などに関する調査研究が必要です。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 住民に身近な基礎自治体として、地域特性や市民ニーズを踏まえ、地域の政策課題を解決する自立した都市になっています。	首長や職員だけでなく、市民全体の「地方分権」に対する関心が高まり、市は市民に対して地方分権の意義や進捗状況等の説明責任を果たすなど、市民とともに作る自立した都市が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨) 1-6-5 (1) 地方自治体の <u>自主性の発揮</u> 1-6-5 (2) 首長や職員だけでなく <u>市民の地方分権への関心</u> 向上 1-6-5 (4) 地方分権の <u>進捗管理と市民への説明責任の実行</u>	
	<u>住民に身近な基礎自治体として、地域特性や市民ニーズを踏まえ、地域の政策課題を解決する自立した都市になっています。...</u>			

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 分権時代に 対応した 政策立案機能の 充実	自立した都市をめざして、あらゆる分野において政策立案機能や法務機能を高め、地方分権の進展や社会情勢の変化に対応した政策を実現します。	ア．あらゆる分野における法務・政策立案機能を高めるしくみの充実	地方分権を推進するという意識をもつとともに、 <u>法務・政策立案能力</u> を継続的につちかうしくみが必要である。【1-6-6-(3)】	
(2) 効果的な事務権限の 移譲	地方分権の実現にあたり、地域特性や市民ニーズを的確に把握し、事務権限移譲などに伴う条例の制定や基準の設定について適切な対応をおこないます。	ア．市民に対する地方分権に関する情報提供の徹底 イ．地方分権推進にあたっての目標の明確化	「そもそも地方分権のメリットは何か」から議論を喚起する必要がある。【1-6-6-(2)】 地方自治体としての地方分権の推進に係わる具体的な <u>目標設定</u> が必要である。また、具体的なスケジュールを明らかにすることが望ましい。【1-6-6-(4)】	
	国と地方の役割分担に応じた適切な財源の配分を国に強く働きかけていきます。	ア．権限移譲に伴う税源移譲や交付金・補助金の見直しの推進	地方自治体に対する <u>十分な権限</u> とそれを裏付ける <u>税源の移譲</u> が必要である。また、交付金・補助金についても、地方の自主性を阻害しない形の見直しが必要である。【1-6-6-(1)】	
(3) 中核市への 移行	地域の特性にあったまちづくりをすすめるため、中核市に移行します。			
(4) 大都市制度に 関する研究	政令指定都市及び道州制など大都市制度に関する調査研究を行います。			

施策番号

施策名

06

持続可能な行財政運営

現状

市では基本計画に掲げられた施策を実現するため、P（計画）-D（実施）-C（評価）-A（見直し）の財政マネジメントサイクルによる進行管理のもとで、施策の評価、見直しをおこなうとともに財源を適切に配分しています。施策に対する所管部の自己評価及び市民委員を含む外部評価委員会による評価結果を踏まえた行政運営をおこなっています。

公平性の確保という観点から、市民サービスの貴重な財源となる市税などの収納率向上に取り組んでいます。

市では第7次行財政改革プランを策定し、制度・しくみの見直しや職員の意識改革をすすめ、効果・効率的な行財政運営をおこなっています。今後も社会情勢の変化による社会保障費の増加や、市税収入の減少などに対応した、適切な行財政運営が求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め（「めざす姿」に包含する要素）	素案の内容（該当箇所）の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】</p> <p>社会情勢の変化に対応した効果・効率的な行財政運営のもと、市民ニーズを踏まえ、基本構想・基本計画に掲げた「私たちが目指すまち」が計画的に実現されています。</p>	<p>寄附も含めた自主財源を確保するとともに、既存公共施設の活用や受益者負担の原則を公共サービスに適応することにより、限りある予算で身の丈に合った行政を運営する姿が提案されています。</p> <p>市民が提案した取り組みについて、その実現のプロセスを明確にして市民と共有するとともに、市民参加のもとですすめる計画的なまちづくりが提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>1-7-5 (1) 身の丈に合った行政運営の実施</p> <p>1-9-5 (1) <u>自主財源が充実した「稼げる自治体」</u>の実現</p> <p>(2) <u>公共施設の有効的な活用</u></p> <p>(3) <u>寄附が評価される風土の醸成</u></p> <p>(4) <u>適正な受益者負担の徹底</u></p>	
	<p><u>社会情勢の変化に対応した効果・効率的な行財政運営のもと、...</u></p> <p><u>市民ニーズを踏まえ、基本構想・基本計画に掲げた「私たちが目指すまち」が計画的に実現されています。...</u></p>		<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>1-14-5 (1) 市民会議における具体的提案について、実現プロセスの市民への<u>情報提供</u></p> <p>(2) 市民参加の成熟による「<u>新しい公共</u>」の推進</p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 計画行政の推進	基本計画に掲げられた施策を実現するため、中期的な財政状況を見通した実施計画を策定し、財政マネジメントサイクルによる進行管理を引き続き確実にこなっていきます。	ア．計画的な事業実施に向けたしくみの構築	市民会議からの具体的提案が、実現に至るプロセスを検証し、 <u>事業化が実効的に確保されるしくみ</u> を確立する必要がある。【1-14-6-(1)】	
	外部評価委員会における行政評価を充実させます。	ア．計画的な事業実施に向けたしくみの構築	市民会議からの具体的提案が、実現に至るプロセスを検証し、 <u>事業化が実効的に確保されるしくみ</u> を確立する必要がある。【1-14-6-(1)】	
(2) 定員管理の適正化	業務量の変化に応じた、適正な定員管理をおこないます。			
(3) 効率的な民間経営手法の活用	効果・効率的な行政運営をはかるため、民間委託、指定管理者制度、PFI等の手法を活用します。			
(4) 健全な財政運営	新たな財政規律に基づいた実施計画を踏まえ、限られた財源を効果的に配分し健全な財政運営を維持します。			
	さまざまな手法を活用し、新たな財源の確保につとめます。			
(5) 財産の有効活用	市有財産の用途の見直しや売払いをおこなうなど効率的かつ有効な活用をはかり、適正な管理につとめます。			
	既存公共施設への市民ニーズを踏まえ、他の用途への転用も視野に入れた、今後の公共施設のあり方を検討していきます。			

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
	公共施設の長寿命化をはかるため、「中長期保全計画」を策定し、計画的な修繕を実施します。			
な賦課と徴収 (6)市税等の適正	歳入を確保するために、課税客体の適正な把握と徴収の強化をはかり、市税収納率の向上につとめます。	ア．市税の収納率向上に向けた対策の推進	収納率向上のための具体案を検討する必要がある。【1-9-6-(1)】	
担の適正化 (7)受益者負担	施設使用料等の受益者負担の適正化を図り、公平性の確保につとめます。	ア．公共施設利用料の適正化と受益者負担の原則の徹底	公共施設の使用料の適正化の検討と実現に向けた調整が必要である。【1-9-6-(2)】 適正な受益者負担の徹底が必要である。【1-9-6-(3)】	

施策番号 施策名

07

人材の育成と活用

現状

市は「八王子市人材育成基本方針」に基づき、職員の育成を進めてきました。平成 23 年におこなった「市政世論調査」では、市の窓口サービスに「満足している」、「ほぼ満足している」を合わせた「満足」と答えている市民は、ほぼ 8 割となっています。

地方分権の進展により、地域特性や社会情勢の変化に対応した政策を迅速かつ的確に展開できる職員が求められており、市は「八王子市人材育成基本方針」の改訂をすすめています。

平成 19 年に国家公務員法が改正され、国家公務員の能力・実績による人事管理を徹底することが規定されました。地方公務員にも同様の人事管理が求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 人材の育成がはかられ、社会の変化に迅速に対応できる職員が、質の高い市民サービスを提供しています。	市職員が、市民の視点を持って法務・政策立案能力をはじめとする行政執行に必要な能力を獲得することにより、時代や市民ニーズに柔軟に対応できる姿が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨)	
	人材の育成がはかられ、社会の変化に迅速に対応できる職員が、質の高い市民サービスを提供しています。...		1-6-5 (3) 既存の枠組みを変える気概と発想、国や都の職員に負けない法務・政策立案能力を持つ職員の育成 1-8-5 (1) 市民とともに行動でき、国や都等の職員とも対等に渡り合える職員の育成 (2) 「政策力」、「現場力」、「協働力」を発揮できる能力を有する職員の育成 (3) <u>プランナー、プロデューサー、コーディネーター</u> の役割を担う職員の育成	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 人事制度の充実	各分野のエキスパートを育成します。	ア．職員の能力を開発するための方針の再構築	人材育成基本方針および研修方針等の再構築が必要である。【1-8-6-(2)】	
	職員の能力・適正を活かす人事制度を推進します。	ア．職員の能力を開発するための方針の再構築	人材育成基本方針および研修方針等の再構築が必要である。【1-8-6-(2)】	
	公務員制度改革の動向を踏まえ、能力及び実績に応じた評価をするとともに、適切な処遇をおこないます。	ア．人事給与制度の本格運用	人事給与制度の本格運用【1-8-6-(2)】	
(2) 人材育成の推進	社会情勢の変化を的確に政策に反映する分権時代にふさわしい職員を育成するなど、研修制度の充実をはかります。	ア．職員の法務・政策立案能力を高めるしくみの充実 イ．市民の立場に立った行政運営の推進	地方分権を推進するという意識をもつとともに、 <u>法務・政策立案能力</u> を継続的につちかうしくみが必要である。【1-6-6-(3)】 <u>市民の立場</u> に立って行政課題や地域課題を解決できる職員の育成が必要である。【1-8-6-(1)】 <u>「市民のための行政」</u> という、視点を重視【1-8-6-(2)】	
	職員の向上心や能力を引き出すため、仕事におけるさまざまな場面を活用し、活力ある職場づくりを推進します。			

幸福度について

素案の内容	<p>市が市民を対象とした幸福度調査をおこない、その結果に基づき、人材と予算を効率的に運用できるしくみをつくり、市民全体の幸福度の向上を目指している。</p> <p>【1-1-5（あるべき姿）-(2)】</p>
	<p>幸せのかたちは、市民一人ひとりさまざまである。市民全体の幸福度の内容を明確にするために、幸せのかたちを類型化するには膨大な作業が必要であると予想される。【1-1-6（解決すべき課題）-(1)】</p>
	<p>また、客観的な数値に表すことが困難な精神的な豊かさを、どのような指標で表すか検討する必要がある。【1-1-6（解決すべき課題）-(2)】</p>
	<p>生活圏単位での「市民」の幸福度の向上を目指すことについて、近隣自治体との目的意識の共有が必要である。【1-5-6（解決すべき課題）-(1)】</p>
市の考え方	<p>市民の幸福の追求については、基本構想においても「みんなで幸せを紡ぐ」として謳っており、めざす姿としては市民会議と同様の考えであると考えている。しかしながら、その手法として幸福度調査を実施する点については、素案でも言われているとおり、「幸せのかたちは、市民一人ひとりさまざま」であり、個人の主観的幸福感をどう取り扱うのかという指標の策定は困難であると考えている。また、行政運営における指標とするならば、客観的な根拠となり得るものでなければいけないと考えていることから、幸福度調査に関する具体的な対応は盛り込んでいない。</p> <p>ただし、今回、基本構想の基本理念として掲げた「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」及び“ 私たちが目指すまち ”の実現に向けた取り組みを、幸福度の間接的な指標となると考えられる「市民がこのまちに暮らし続けたいか」という世論調査結果などを踏まえて、市民満足度の向上を図りながら進めていくことにより、幸福度を具現化する施策として展開されることになると考えている。</p> <p>また、近隣自治体においても幸福度についての調査が行われていない現状を考慮すると、近隣自治体との「幸福度の向上」に関する目的意識の共有は困難であると考えられる。</p>

市民参加と議会や市の付属機関との役割分担について

素案の内容	<p>市民参加が成熟していくためには、議会や市の付属機関との役割分担を踏まえながら、協働のためのしくみの拡充が必要である【1-14-6(解決すべき課題)-(2)】。</p>
市の考え方	<p>市民の代表である議会、専門性がある審議会、多様な意見をもつ市民会議などは各役割を果たしている現状である。</p>